再任用職員						
	251,100	256,300	287,900	313,600	331,700	358,900

備考　この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

（特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正）

第三条　特定任期付職員の給与の特例に関する規程（平成十九年十一月二十六日両院議長決定。以下「特定任期付職員給与特例規程」という。）の一部を次のように改める。

第二条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

（国会職員の給与等に関する規程の一部改正）

第四条　国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（平成十七年十月二十八日両院議長決定。以下「平成十七年改正規程」という。）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「には」の下に「、平成二十六年三月三十一日までの間」を加え、「規定により給与が減ぜられて支給される国会職員にあっては」を「表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける国会職員（国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員及び国会職員の給与等に関する規程附則第四項に規定する両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定国会職員」という。）にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定国会職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定国会職員となった場合にあっては、特定国会職員となった日）以後」に改め、同項第一号中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に改め、同項第二号中「百分の九十九・四四」を「百分の九十八・九四」に改め、同項第三号中「百分の九十九・三四」を「百分の九十九・三四」に改める。

第三章　国会職員の給与の臨時特例

（給与規程の特例）

第五条　この章の規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）においては、給与規程第一条第一項各号に掲げる給料表の適用を受ける国会職員に対する給料月額（平成十七年改正規程附則第十一条の規定による給料を含み、当該国会職員が給与規程附則第二項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額（同条の規定による給料を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該国会職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職名又は職務の級若しくは号給の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職名又は職務の級若しくは号給	割合
特別給料表	各議院事務局の事務総長 各議院法制局の法制局長 国立国会図書館の館長	百分の二十
	各議院事務局の常任委員会専門員 国立国会図書館の専門調査員	百分の九・七七
	各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事であって、その号給が一号給から四号給までのもの	百分の七・七七
	各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事であって、その号給が五号給から十二号給までのもの	百分の九・七七
指定職給料表	全ての号給	百分の九・七七
行政職給料表㈠	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七
	七級以上	百分の九・七七
行政職給料表㈡	三級以下	百分の四・七七
	四級以上	百分の七・七七
速記職給料表	二級以下	百分の四・七七
	三級以上	百分の七・七七
議院警察職給料表	二級以下	百分の四・七七
	三級以上	百分の七・七七

2　特例期間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一　給料の特別調整額　当該国会職員の給料の特別調整額の月額に百分の十を乗じて得た額

二　地域手当　当該国会職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該国会職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該国会職員の給料の特別調整額に対する地域手当の月額に百分の十を乗じて得た額

三　広域異動手当　当該国会職員の給料月額に対する広域異動手当の月額に当該国会職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該国会職員の給料の特別調整額に対する広域異動手当の月額に百分の十を乗じて得た額

四　期末手当　当該国会職員が受けるべき期末手当の額に、百分の九・七七（各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長及び国立国会図書館の館長にあっては、百分の二十）を乗じて得た額

五　勤勉手当　当該国会職員が受けるべき勤勉手当の額に、百分の九・七七を乗じて得た額